

平成30年度 第1回 狭山市建築審査会 会議録

【開催日時】 平成30年7月9日(月)午後3時00分から午後5時20分

【開催場所】 市役所3階 302会議室

【出席委員】 町田富士雄委員、村上嘉康委員、草野律子委員

【欠席委員】 高木正人委員、町田昇委員

【狭山市】 小谷野市長
都市建設部：堀川部長、西久保次長

【特定行政庁】 建築審査課：滝島主幹、山崎主査、郷技師

【事務局】 建築審査課：酒匂主幹、小川主査、嶋崎主査

【担当部局】 新狭山公民館：谷島館長

【公開非公開の別】 公開

【傍聴者】 なし

【議事】 (要旨)

委嘱状の交付

市長より各委員に委嘱状の交付

会長及び会長職務代理者の選出

会長に町田富士雄委員、会長職務代理者に村上嘉康委員を選出

議事

第1号議案

建築基準法第43条第1項ただし書き規定に関する包括同意による
許可について(報告)

建築基準法第43条第1項ただし書き規定に関する包括同意により
許可をした物件について、特定行政庁が概要を報告した。

第2号議案

建築基準法の一部改正について

建築基準法の一部改正について、改正内容を特定行政庁が説明をした。

第3号議案

平成27年度建築審査会審議同意案件の視察（新狭山公民館）

平成27年度建築審査会審議同意案件である新狭山公民館の視察を行った。

【会議録】（質疑応答）

第 1 号議案

建築基準法第 4 3 条第 1 項ただし書き規定に関する包括同意による許可
について（報告）

（議案概要）

狭山市大字南入曾字的場 ■■■■■ の一戸建ての住宅の建替えに際し、法
第 43 条第 1 項ただし書きによる許可申請があり、包括同意基準に適合して
いたため、包括同意基準により許可した物件に関し報告を行った。

特定行政庁 埼玉県狭山市大字水野 588 番地 2 株式会社宮川住販埼玉
代表取締役 新井利司より申請のあった、狭山市大字南入曾
字的場 ■■■■■ の一戸建ての住宅を新築したい旨の許可申請
については、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない
と認められたものです。

委 員 隣の ■■■■■ の土地についても、以前建築審査会で報告を受
けたと思うが、その時の許可とした理由は何でしたか。

特定行政庁 市街化調整区域のため、位置指定道路の延長は開発行為にあ
たるため新たな変更が出来ず。また、開発の道路を入れるこ
とも考えられるのですが、現況の隅切りが開発の基準と合わ
ないので現実的に難しく、また、ただし書きの通路部分に
は、3 棟の建物が接していることから、建築基準法第 4 3 条
第 1 項ただし書きの許可とし、報告しました。

委 員 了解した。

委 員 今回の建物は、建替えですか？

特定行政庁 建替えです。

委 員 昭和 52 年に位置指定道路の延長を 35m まで可能であるのに
19m にした理由は、業者の都合だったのでしょうか？

特定行政庁 3 棟のうち ■■■■■ においては位置指定道路に 2m の接道を取
り、奥の 2 棟について、路地状敷地にて接道出来るように

計画されたと思われるが、敷地を分筆したときに■■■■の接道が1.85mになってしまったと考えられ、結果的に3棟分が位置指定道路へ接道していない状態になってしまった。

議長
(会長) 市街化調整区域ですと新たに位置指定道路を入れることは出来ないのですね。

特定行政庁 新たに位置指定道路を入れることは、開発行為にあたりますので入れられません。

委員 ただし書き通路部分の持ち主が変わっても全ての同意内容がそのまま継続されるということですね。

特定行政庁 はい。

議長 第1号議案については、よろしいでしょうか。

委員 よろしいです。

議長 以上をもって、第1号議案を終了します。

第2号議案

建築基準法の一部改正について（平成30年6月27日公布）

（議案概要）

法改正の全体概要と建築審査会に係る部分について説明を行った。
建築審査会に係る部分の改正は、接道規制（43条）、日影規制（56条の2）、仮設興行場等（85条）、用途規制（48条）の手続き及び規制の合理化に伴うものである。

特定行政庁 資料に基づき、法改正の全体概要と建築審査会に係る部分の説明を行った。

委員 建築基準法第43条第1項ただし書き許可の具体的な改正内容は。

- 特定行政庁 具体的な改正内容は、国からの政省令がまだ出ていないため詳しいことは不明であるが、今後は、ただし書き許可のみではなく、認定又は許可となる。
- 委員 仮設設置期間は通常1年だが、1年を超えてのとあるが、どれくらいの期間で考えますか。
- 特定行政庁 1年を超えるものは国際的な規模の会議及び協議会のものに限ることを前提としているが、今の法文からだともオリンピックのプレ大会と本大会が終わるまでと受け取れる。
- 委員 ゴルフ場に仮設の観客席をつくると思うが、安全性をどのように考えるのか。
- 議長
(会長) 屋根がある観客席やトイレを造ると思うが、建築物に該当しないのか。
- 特定行政庁 建築物ですので確認申請が必要です。
建築確認については、会場となる霞ヶ関ゴルフ場敷地の過半が川越市のため川越市への申請になりますが、許可については、まだ決まってはいませんが、狭山市の敷地分には狭山市へ申請になる可能性もあります。
川越市に確認したところ、今のところ1年を超えるような仮設建築物の申請はないと回答をいただいております。
- 委員 参考までに、テレビ番組の「サスケ」の舞台は仮設建築物に該当しますか。
- 特定行政庁 建築物ではなく工作物に該当します。
- 議長 第2号議案については、よろしいでしょうか。
- 委員 よろしいです。
- 議長 以上をもって、第2号議案を終了します。

第3号議案

平成27年度建築審査会審議同意案件の視察（新狭山公民館）

（議案概要）

平成27年度に開催された当建築審査会において、建築基準法第48条第3項ただし書き許可の諮問案件につきまして、審議していただき同意を得られました新狭山公民館が、昨年6月に開館しましたので視察をしていただくものです。

事務局 視察の予定を説明
（車移動→新狭山公民館）

新狭山公民館 建物概要説明（第1学習室）
館長 館内案内
（車移動→市役所302会議室）

議長 第3号議案については、よろしいでしょうか。

委員 特に質疑事項等なし

議長 以上をもって、第3号議案は終了します。

以上